

医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月2日付け医政第716号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱 制 定 平成27年10月2日付け医政第716号 一部改正 平成28年7月27日付け医政第518号 一部改正 平成29年8月8日付け医政第589号 一部改正 平成30年5月22日付け医政第270号 一部改正 令和元年9月10日付け医政第565号 一部改正 令和2年10月14日付け医政第904号 一部改正 令和3年9月30日付け保福第280号 一部改正 令和4年4月1日付け医政第29号 一部改正 令和4年10月11日付け医政第1253号 一部改正 令和5年9月21日付け医政第941号 一部改正 令和6年9月25日付け医政第694号 | 医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱 制 定 平成27年10月2日付け医政第716号 一部改正 平成28年7月27日付け医政第518号 一部改正 平成29年8月8日付け医政第589号 一部改正 平成30年5月22日付け医政第270号 一部改正 令和元年9月10日付け医政第565号 一部改正 令和2年10月14日付け医政第904号 一部改正 令和3年9月30日付け保福第280号 一部改正 令和4年4月1日付け医政第29号 一部改正 令和4年10月11日付け医政第1253号 一部改正 令和5年9月21日付け医政第941号 一部改正 令和6年9月25日付け医政第694号 一部改正 令和7年11月19日付け医政第1051号 |
| 第1～第8 [略] 第9 規則第19条第1項に規定する期間は、 <u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）</u> で定める耐用年数とする。 | 第1～第8 [略] 第9 規則第19条第1項に規定する期間は、 <u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）</u> で定める耐用年数に相当する期間とする。 2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。））が経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。 |
| 第10～第15 [略] | 第10～第15 [略] |

別表第1（第5関係）

| 区分 | 基準額 | 対象経費 |
|-------------------|---|--------------|
| (1)～(3) | [略] | |
| (4) 診療所 | <p>ア [略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,616</u> 千円×整備後の療養病床の病床数</p> | [略] |
| (5) 療養病床療養環境改善事業 | <p>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア・イ [略] ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>13,493</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>26,989</u> 千円とする。</p> | [略] |
| (6) 介護老人保健施設及び診療所 | <p>病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価</p> | <p>ア [略]</p> |

別表第1（第5関係）

| 区分 | 基準額 | 対象経費 |
|-------------------|---|--------------|
| (1)～(3) | [略] | |
| (4) 診療所 | <p>ア [略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>8,257</u> 千円×整備後の療養病床の病床数</p> | [略] |
| (5) 療養病床療養環境改善事業 | <p>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア・イ [略] ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>24,138</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>48,283</u> 千円とする。</p> | [略] |
| (6) 介護老人保健施設及び診療所 | <p>病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価</p> | <p>ア [略]</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | (1床当たり単価) 新築 <u>4,767</u> 千円 改築 <u>5,720</u> 千円 改修 <u>2,384</u> 千円 イ [略] | |
|--|--|--|

(注) [略]

別表第2 (第5関係)

1平方メートル当たり単価

(単位:円)

| 区分 | | 構造別 | 1平方メートル当たり単価 |
|-----|------|----------|----------------|
| 病院 | 精神病棟 | 鉄筋コンクリート | <u>264,400</u> |
| | | ブロック | <u>230,500</u> |
| 診療所 | 一般地区 | 鉄筋コンクリート | [略] |
| | | ブロック | [略] |
| 診療所 | 一般地区 | 鉄筋コンクリート | <u>198,000</u> |
| | | ブロック | <u>172,200</u> |
| | | 木造 | <u>198,000</u> |
| | 豪雪地区 | 鉄筋コンクリート | <u>212,200</u> |
| | | ブロック | <u>185,000</u> |
| | | 木造 | <u>212,200</u> |

(注) [略]

別表第3 [略]

様式第1号～第3号 [略]

| | | |
|--|---|--|
| | (1床当たり単価) 新築 <u>8,528</u> 千円 改築 <u>10,233</u> 千円 改修 <u>4,264</u> 千円 イ [略] | |
|--|---|--|

イ [略]

(注) [略]

別表第2 (第5関係)

1平方メートル当たり単価

(単位:円)

| 区分 | | 構造別 | 1平方メートル当たり単価 |
|-----|------|----------|----------------|
| 病院 | 精神病棟 | 鉄筋コンクリート | <u>484,000</u> |
| | | ブロック | <u>214,000</u> |
| 診療所 | 一般地区 | 鉄筋コンクリート | [略] |
| | | ブロック | [略] |
| 診療所 | 一般地区 | 鉄筋コンクリート | <u>484,000</u> |
| | | ブロック | <u>214,000</u> |
| | | 木造 | <u>355,000</u> |
| | 豪雪地区 | 鉄筋コンクリート | <u>484,000</u> |
| | | ブロック | <u>214,000</u> |
| | | 木造 | <u>355,000</u> |

(注) [略]

別表第3 [略]

様式第1号～第3号 [略]

様式第4号

様式第4号 (別表第3関係)

| 医療施設近代化施設整備費補助金所要額 (精算額) 調書 (補助事業者名) | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|-----------|-----------|-------|------------------|-----|-------|------|-----|---------|----|
| 施設の名称 | 別表第1の別表第1の中欄に定める右欄に掲げる基準額 | 対象経費の実支出額 | 収入額を控除した額 | 補助基礎額 | 医療施設整備金に上じて五箇年計画 | 補助額 | 補助決定額 | 受入済額 | 差引額 | 新規・継続の別 | 備考 |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) | (I) | (J) | (K) | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 計 | | | | | | | | | | | |
| (注) | | | | | | | | | | | |
| 1 「選定額」(C)欄には、別表第1の中欄に定める基準額(A)と別表第1の右欄に掲げる対象経費の実支出額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。 | | | | | | | | | | | |
| 2 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。 | | | | | | | | | | | |

様式第5号～第8号[略]

様式第9号

様式第9号 (第13関係)

年 月 日

岩手県知事 様

補助事業者

所在地
名称
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった医療施設近代化施設整備事業費補助金について、医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱第13の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定及び岩手県補助金交付規則第5条の規定に基づく額の確定額又は事業実績報告書による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の横算内訳等(確定申告書の写し等)

様式第4号

様式第4号 (別表第3関係)

| 医療施設近代化施設整備費補助金所要額 (精算額) 調書 (補助事業者名) | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|-----------|-----------|-------|------------------|-----|-------|------|-----|---------|----|
| 施設の名称 | 別表第1の別表第1の中欄に定める右欄に掲げる基準額 | 対象経費の実支出額 | 収入額を控除した額 | 交付基礎額 | 医療施設整備金に上じて五箇年計画 | 補助額 | 補助決定額 | 受入済額 | 差引額 | 新規・継続の別 | 備考 |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) | (I) | (J) | (K) | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 計 | | | | | | | | | | | |
| (注) | | | | | | | | | | | |
| 1 「選定額」(C)欄には、別表第1の中欄に定める基準額(A)と別表第1の右欄に掲げる対象経費の実支出額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。 | | | | | | | | | | | |
| 2 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。 | | | | | | | | | | | |
| 3 「補助金受入済額」(J)欄及び「差引額」(J)-(K)欄には、精算額調書として使用する際記入すること。 | | | | | | | | | | | |

様式第5号～第8号[略]

様式第9号

様式第9号 (第13関係)

年 月 日

岩手県知事 様

補助事業者

所在地
名称
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった医療施設近代化施設整備事業費補助金について、医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱第13の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 事業実績報告書による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の横算内訳等(確定申告書の写し等)

備考 改正部分は、下線の部分である。